

経済産業省委託事業

ASEAN における知的財産にかかわる

諸団体等の活動調査報告

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.

3.2 インドネシア

3.2.1 概要

インドネシアは TRIPS 等の知的財産に関する国際条約に加盟し知的財産保護の強化を図っているものの、知的財産の保護水準は低い状況にあり、アメリカ合衆国通商代表部(USTR)のスペシャル 301 条報告書において優先監視国に指定されている。

知財に関する法令としては、特許法、商標法、意匠法、著作権法、不正競争防止法、営業秘密法、半導体集積回路保護法などがある。

模倣品、海賊版が多数出回っているが、国土が 15,000 以上の島から構成され、東西 5,000 キロを超えるため取り締まりが非常に難しい状況となっている。

知的財産権の権利行使については、刑事的対抗手段による場合がほとんどであり、民事的手段での解決を図ったケースは少ない。これは、商標法・特許法等の規定に基づいて、違法な模倣品の仮差止・仮処分の申請の条件や実施規定が存在しないという問題があった（2012 年 7 月に最高裁規則が発効された）こと、損害に対する実質補償はまだ一般的ではないこと、民事訴訟に比べて警察による摘発はより迅速で安価であること、によるためである。尚、商標、特許、(工業)意匠の侵害は全て親告罪である。

著作権の取り締まりが活発である。これは、著作権侵害が分かり易く、かつ非親告罪であるためと思われる。

出願件数は、特許が約 6 千件、商標が約 6 万件、意匠が約 4 千件となっている。意匠の出願数が比較的多い。特許出願人のうち日本の出願人の割合は 20%を占めている。権利行使の際に登録証明の提示が必要なため、商標権／意匠権をできるだけ早く権利取得する必要があるが、審査遅延の問題があり今後の改善が期待される。

日本特許庁インドネシア知的財産権総局(DGIPR)との間で特許審査ハイウェイ(PPH)の試行プログラムを 2013 年 6 月から開始しており、日本出願人にとって早期権利化を図る体制が整いつつある。また、日本特許庁とインドネシア知的財産権総局との合意により、2013 年 6 月 1 日以降にインドネシア知的財産権総局が受理した PCT 国際出願に対して、日本特許庁が国際調査及び国際予備審査を実施することが可能となった。つまり、出願人が希望すれば、国際調査機関または国際予備審査機関として日本特許庁を選択することで日本特許庁が行った調査結果を受けることができる。

3.2.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

インドネシア知的財産権総局	Directorate General of Intellectual Property (DGIPR)
インドネシア税関総局	Directorate General of Customs and Excise(DGCE)
国家警察本部	Indonesian National Police

最高裁判所／ 商事裁判所	Supreme Court / Commercial Court
-----------------	-------------------------------------

インドネシア知的財産権総局 (Directorate General of Intellectual Property (DGIPR))

(1) 主な業務内容

インドネシア知的財産権総局(DGIPR)は、法務人権省傘下に配置されており、知的財産の出願受理・審査・登録のほか知財行政全般についてを所管している。

オランダ植民地時代の1844年から知的財産に関する法制度が存在し、1945年の独立時には、Bataviaで特許の出願業務を行っていた。役割については特許法・商標法 (Patent Act, Trademark Act) 等に規定されている。

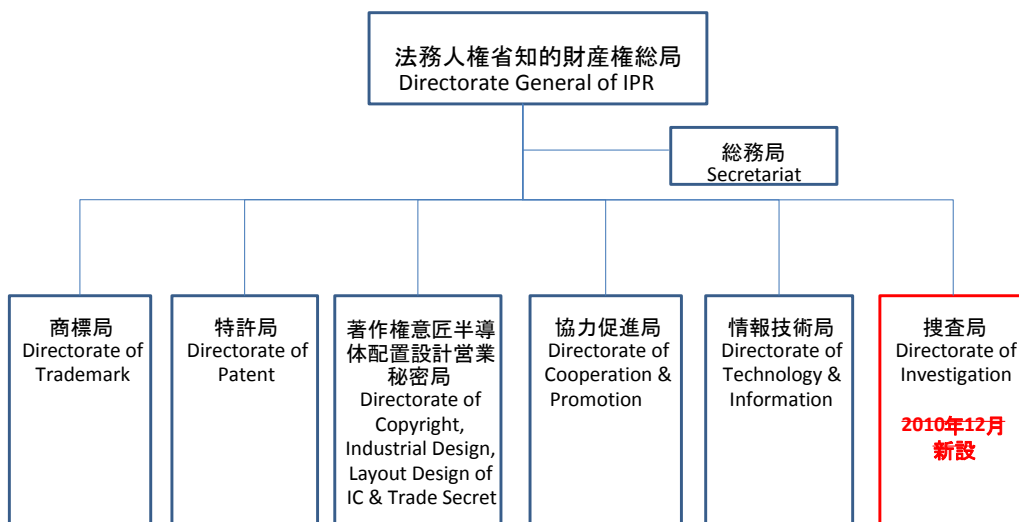
特許出願については、実体審査を行っているが、他の先進国の審査結果を参照している。日本の実用新案に相当する簡易特許の制度もある。意匠出願と商標出願についても実体審査を行っている。2010年の特許出願は約6千件、意匠出願は約4千件、商標出願は、約6万件である。

インドネシア知的財産権総局のユニークな点としては、組織内に捜査局が設置されていることである。活動内容については後述する。

(2) 組織構成

インドネシア知的財産権総局は、法務人権省配下の組織であり、職員数は現在、570名程度である。

組織構成については以下のようになっている。インドネシア知的財産権総局は、商標局、特許局、著作権意匠半導体配置設計営業秘密局、協力促進局、情報技術局及び捜査局から構成される。



インドネシア知的財産権総局 (DGIPR 組織図)

(3) 捜査局の活動について

(i) 設立経緯と任務

捜査局は、2010年12月に設置され、2011年4月から活動を開始している。知的財産権事件に対する刑事犯罪行為に関する取り調べ、権限のある官吏と共に捜査をする任務を担っている。

捜査任務の実行にあたっては、知的財産権の専門家のサポートを受けつつ遂行している。また、抜き打ち調査の任務を実施するタスクフォースを国家警察と共に結成・調整している。

著作権侵害に関する捜査は、起訴状や通報を待たずに可能である。商標、意匠及び特許権侵害に関する捜査は、通報に基づいて実施される。

(ii) 捜査実績

2011年4月～2013年10月までの捜査状況は以下の通りである。商標のケースがほとんどである。著作権と意匠についても一定数の実績がある。特許（簡易特許）についても実績がある。

捜査実績

	著作権	特許	商標	意匠	合計
2011(4月～12月)	2	0	26	6	34
2012	6	2	23	6	37
2013(～10月)	4	0	11	0	15
合計	12	2	60	12	86

(iii) 捜査プロセス

市民又は知的財産権者の通報から、2週間程度で知的財産権侵害の取り締まりを行い、通報から3ヶ月程度で警察を通じて、事件書類を最高検察庁に送付する。

侵害通報の際には、以下の要件が必要となる。

侵害通報の要件

- 通報者及び証人の身分証明書の写し
- 公認の知的財産権証書の写し
- 複数人／代理人による通報の場合、委任状
- 真正品と模造品のサンプルと購入時の領収書を2つ以上

(4) 他団体との協力及び活動内容

2000年代初頭より、インドネシア知的財産権総局(DGIPR)は、税関、裁判所、検事局、

警察等の知的財産に関連する 10 省庁との連絡会議に参加している。2006 年から連絡会議を母体とした 16 省庁による知的財産対策チーム(National Team on the Tackling of Infringements of Intellectual Property Rights、今後さらに 1 省庁追加の予定)が、大統領令 (Decree of President of Republic of Indonesia No. 4 of 2006) により大統領の直轄に設置されており、その中で情報交換や政策立案を行っている。

インドネシア知的財産権総局と日本国特許庁は、JICA の知的財産権保護強化プロジェクト (2011 年 4 月－2015 年 4 月) の下で、知的財産に関する人材育成・法整備支援・機能強化について協力をしている。このプロジェクトでは、知的財産権の適切な保護を図ることによる投資環境の改善を目的として、知財侵害物品の水際取締りに係る実効性の高い法制度の構築・運用、十分な執行・取り締まりのための裁判官や警察の知財に対する知識の強化、国内の大学において知財意識を高めて知財の活用を活発化させる、などの活動が行われている。当プロジェクトの実施体制には、インドネシア知的財産権総局の他に、商事裁判所、税関総局、国家警察総局が含まれる。

また、インドネシア知的財産権総局は、知的財産及び知的財産権保護を社会へ普及させるための取り組みを進めている。積極的に公的や民間機構と提携関係を築くほか、知的財産権関連する知識の書籍の出版とパンフレットの配布をはじめ、セミナーやワークショップ、研修課程、キャンペーン等を開催することによって、国民の知的財産への意識を高めようと活動している。さらに、テレビ番組やラジオでも対話式のトークショーを通じて知的財産権保護の重要性を広めている。また、毎年開催される 4 月の世界知的財産デーの時には知的財産セミナーと展示会、高校生向けの知的財産クイズ等のイベントも開催している。その他、WIPO や欧州特許庁(the European Patent Office)、日本独立行政法人国際協力機構(JICA)、韓国特許庁等とも協力し、合同会合を開催し、情報交換をしている。

インドネシア税関総局 (Directorate General of Customs and Excise(DGCE))

(1) 主な業務内容

インドネシア税関総局は、1945 年の独立時に設立された。財務省配下の組織である。政府のポリシーに従った通関業務を行うことがミッションとなっており、役割については関税法(Customs Law)に規定されている。

TRIPS 協定に基づいて 2006 年に改正された 1995 年関税法により、税関総局が商標権と著作権に関する侵害物品の水際措置全般を担当している。関税法の規定により、商標権又は著作権を侵害した製品の疑いがある場合には、裁判所からの命令又は職権に基づいて、一時差し止めの命令を発することができる。

商標に関しては、商標法第 85 条から 88 条で、著作権に関しては、著作権法第 67 条から 69 条で、それぞれ規定し、これらを受ける形で 1995 年関税法第 54 条及び 62 条で輸出入の差止規定が設けられている。

関税法の規定(1995年)

54条

商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠に基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

62条

輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

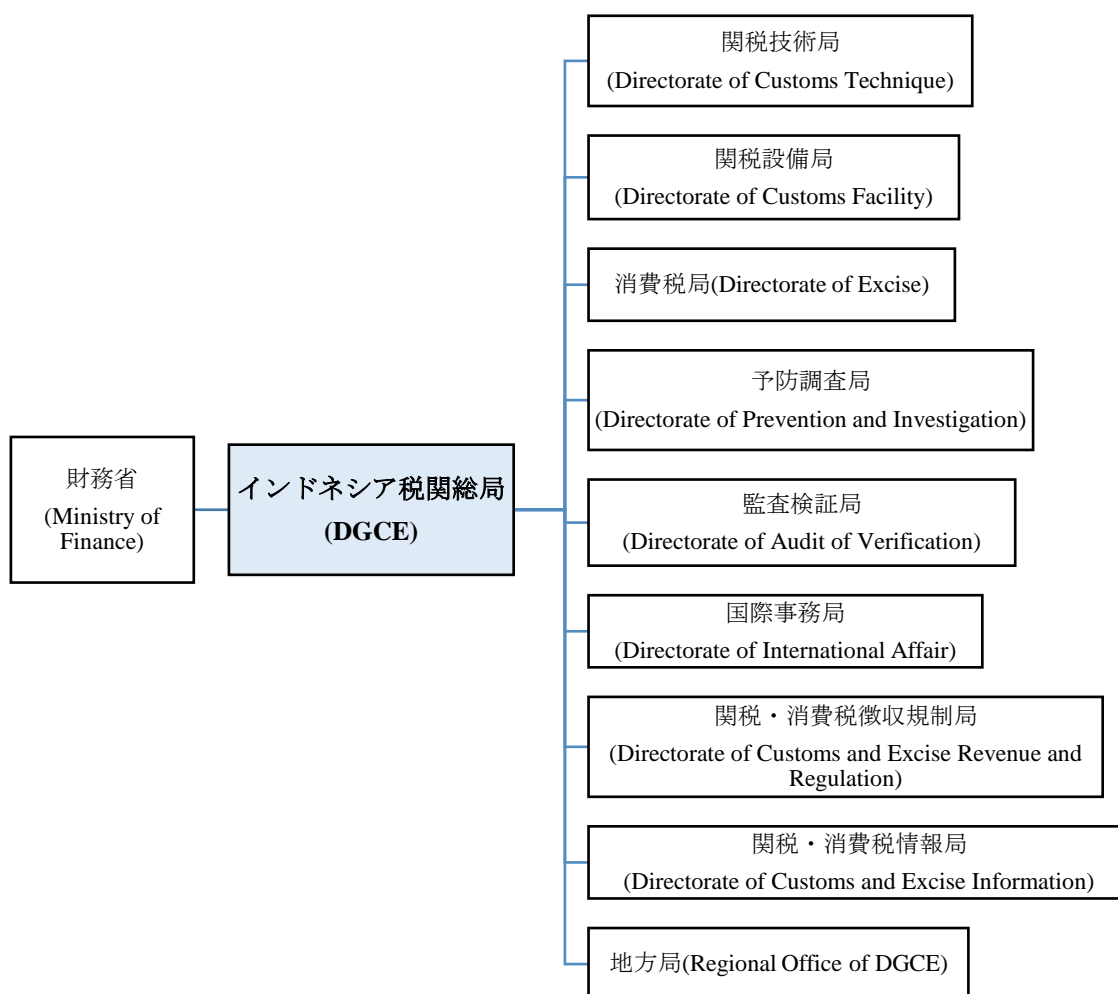
商標権者や著作権者は、差し止めを税関に直接請求することはできず、まず商務裁判所へ差し止め請求を申請し、裁判所から税関への命令書の交付を得なければならないため、権利者にとって使い難い制度となっている。尚、税関での差し止めの申請には、侵害の証拠・侵害された権利の証明書・侵害品を特定するための情報・保証金が必要である。

著作権、特に海賊版CDについては実績があるが、それ以外はほとんど実績がない模様である。

これまで、関税法・商標法・特許法等の規定に基づいて違法な模倣品の仮差止・仮処分を申請するための条件や規定が存在しないという問題があったが、2012年7月に税関への申請手続きの規則(最高裁規則)が発効されたため、今後の改善が見込まれる。

(2) 組織構成

インドネシア税関総局は財務省配下の組織であり、その配下には、地方局(Regional Office of DGCE)の他に 関税技術局(Directorate of Customs Technique)、関税設備局(Directorate of Customs Facility)、消費税局(Directorate of Excise)、予防調査局(Directorate of Prevention and Investigation)、監査検証局(Directorate of Audit and Verification)、国際事務局(Directorate of International Affair)、関税・消費税徴収規制局(Directorate of Customs and Excise Revenue and Regulation)、関税・消費税情報局(Directorate of Customs and Excise Information)がある。このうちの予防調査局(Directorate of Prevention and Investigation)が、税関総局における知的財産権侵害物品に対する水際取締の全般の調整を担当しており、税関における措置、調査、関連する政策立案を行っている。



インドネシア税関総局(本局)組織図

(3) 他団体との協力

大統領の直轄にある知的財産対策チームの構成員に、税関総局職員も含まれており、知的財産権侵害対策にあたっている。

JICA の知的財産権保護強化プロジェクトの実施体制に税関総局も含まれており、知的財産に関する人材育成・法整備支援・機能強化について日本国特許庁などからの協力を受けている。

国家警察本部 (Indonesian National Police)

(1) 主な業務内容

国家警察本部は、地域社会における法の適切な執行を任務としている。

上述したように、インドネシアにおいては、知的財産の侵害について、民事での解決は一般的ではなく、刑事による解決が一般的である。知的財産事件は国家警察又は侵害が発生した地域の警察が受理する。商標、特許、意匠の侵害は全て親告罪である

ため、警察は知的財産権利者からの知的財産侵害事件の被害届を受理し捜査を行う。著作権侵害は非親告罪であり、警察は知的財産所有者からの正式な訴えの有無に関わらず措置をとることがある。

知的財産権者が提出する必要がある書面は以下の通りである。侵害が立証された場合、侵害者は警察に起訴される。侵害が立証されるまでの間（証拠調べ等）に被害者側が積極的に参画することが重要である。また、捜査中には知財総局からの鑑定書も必要となる。

侵害申し立て時に提出の必要がある書面

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 被害届(警察にて作成)● 侵害を示す証拠● 侵害された権利の証明書 |
|---|

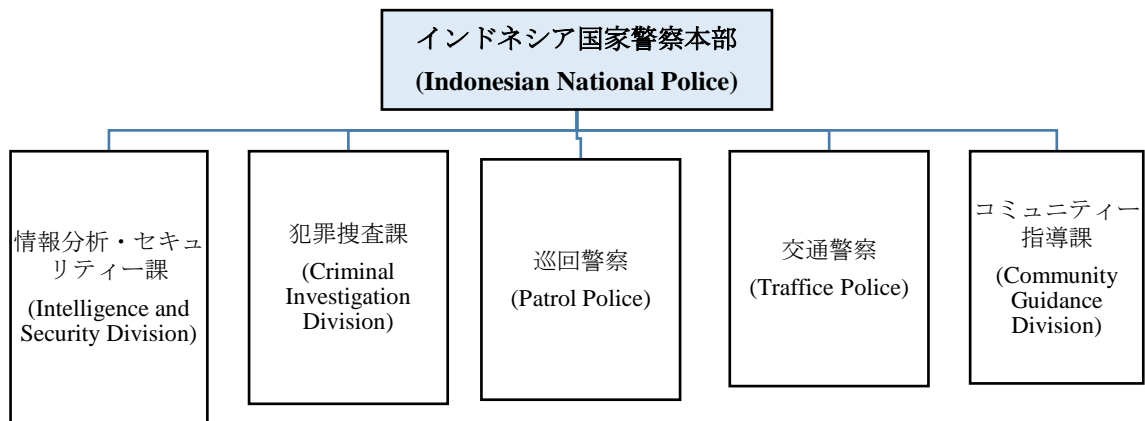
(2) 組織構成

国家警察本部は、1945年に設立され、当初は国家陸軍の配下だったが、1999年にはその管轄から離れ、内務省(Ministry of Home Affairs)の管轄となり、地域社会における法の適切な執行を任務としている。現在約470,000人の人員が在籍している。

インドネシアの国家警察組織は、国家警察本部(MABES POLRI)、州警察(POLDA)、県警察(POLRES)、都市警察(POLWIL)、町村警察(POLSEK)からなる。

このうち、知的財産侵害事件に関する被害届の受け付けは、国家警察本部又は侵害発生場所を管轄する州警察、県警察、都市警察が行う（町村警察は知財事件を扱えない）。複数の州にまたがる場合は国家警察本部が捜査する。

また、インドネシア国家警察本部には情報分析・セキュリティー課(Intelligence and Security Division)、犯罪捜査課(Criminal Investigation Division)、巡回警察(Patrol Police)、交通警察(Traffic Police)、コミュニティー指導課(Community Guidance Division)が設置されている。



インドネシア国家警察(本部)組織図

(3) 他団体との協力

大統領直轄の知的財産対策チームに警察も含まれており、知的財産権侵害対策にあたっている。

JICA の知的財産権保護強化プロジェクトの実施体制に警察も含まれており、知的財産に関する人材育成・法整備支援・機能強化について日本国特許庁などからの協力を受けている。

最高裁判所 / 商事裁判所 (Supreme Court / Commercial Court)

(1) 主な業務内容

商事裁判所は、破産と債務支払延期と知的財産権について、受理・捜査し、判決を下し、解決する権限を有する。

知的財産権の侵害について、民事訴訟により対応する場合には、商事裁判所に訴訟を提起することにより手続きが始まる（但し、知的財産権のうち、著作権訴訟は、商事裁判所・通常裁判所のどちらでも提起することができる）。民事訴訟での救済措置は、権利の種類により異なるが、損害賠償と差し止め請求が主である。

商事裁判所の判決に不服がある場合は、判決破棄請求を行い、最高裁判所で争うことができる。ただし、最高裁への上告は、原審での判決後 14 日以内に行うことを要する。最高裁では民事課（Civil Division）が担当する。最高裁判所の確定判決に不服がある場合には、再審請求をすることもできる。商事裁判所による第一審判決は起訴から、特許の場合は 180 日、意匠／商標等の場合は 90 日以内と規定されている。最高裁の判決も請求登録日から、特許の場合は 180 日、意匠／商標等の場合は 90 日以内と規定されている。ただ、上述したようにインドネシアでは、民事訴訟により解決を図ることはあまり一般的でなく、刑事訴訟で対応するのが一般的である。刑事訴訟の場合は、刑事裁判

所で審理される。

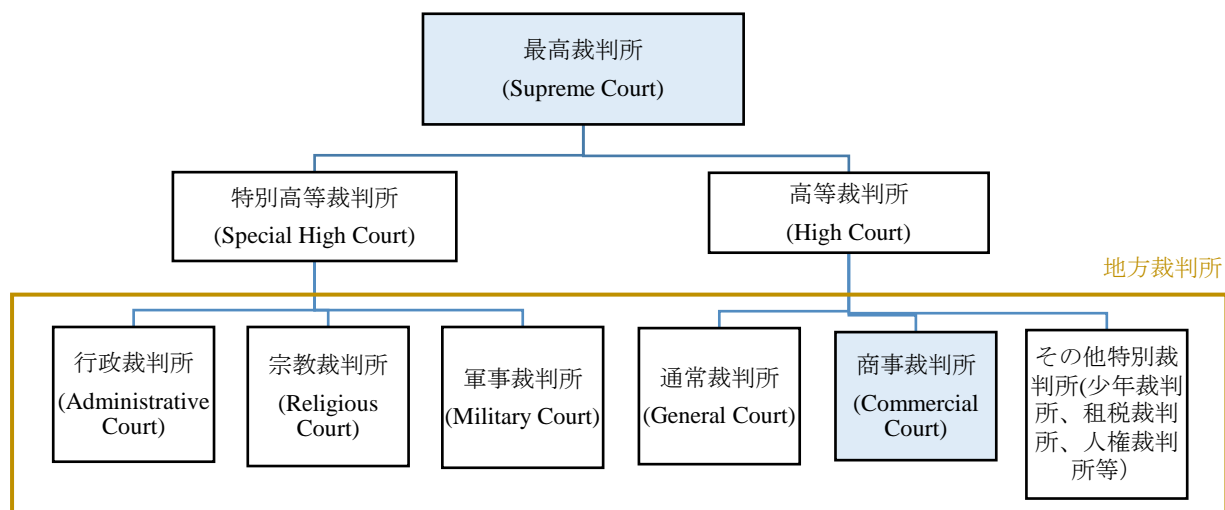
特許、簡易特許、(工業)意匠、商標の登録の無効については、無効審判に相当する制度がなく、商事裁判所に提訴する。商事裁判所の判決に不服のある場合は、最高裁判所に上告できる。商標権更新の出願が拒絶され、これに不服のある場合も、商事裁判所に提訴する。

また、商標権、著作権を侵害する製品を税関で差し止める場合には、商事裁判所の命令が必要となる。税関での差し止めを希望する商標権者／著作権者からの差し止め申請を商事裁判所は受領し、申請を認める場合には税関への命令書面を発行する。

(2) 組織構成

最高裁判所の下級裁判所として、高等裁判所、地方裁判所が存在する。裁判所は通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所及び軍事裁判所の4種類に分かれており、民事・刑事訴訟については通常裁判所が管轄を有する。また、特別裁判所として、商事／少年／人権／汚職犯罪／租税裁判所等が設けられている。

商事裁判所は、破産と債務義務支払延期に関する1998年法律第4号により設立され、中央ジャカルタ・メダン・スマラン・スラバヤ・マカッサルの5カ所の地方裁判所にある。商事裁判所の事件を担当するのは、通常裁判所の裁判官のうち、10年以上の実務経験の後に所定の研修を受けて最高裁判所から資格を付与された者に限られる。被告が外国人や外国法人である場合には、ジャカルタの商事裁判所の管轄になる。また、商標法では、原告の住所・法定住所が外国にある場合は、ジャカルタの商事裁判所の管轄になると規定されている。



インドネシア裁判所構成図

(3) 他団体との協力

JICA の知的財産権保護強化プロジェクトの実施体制に商事裁判所が含まれ、知的財

産に関する人材育成・法整備支援・機能強化に関して日本国特許庁等から協力を受けている。

b. 民間団体

以下の民間団体に対して公知情報等から調査を行った。

インドネシア録音協会	ASIRINDO
インドネシア出版協会	Ikatan Penerbit Indonesia (IKAPI)
知的財産研修会インドネシア同窓会	IIPAA (Indonesian Intellectual Property Alumni Association)
ソフトウェア協会	Pernyataan Sikap Asosiasi Peranti Lunak Telematika Indonesia (ASPILUKI)
APAA インドネシア	Asian Patent Attorney Association Group of Indonesia
知的財産コンサルタント協会	Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association(Asosiasi Konsultan Hak Kekayaan Intelektual Indonesia)
インドネシア反模倣協会	Masyarakat Indonesia Anti-Pemalsuan(MIAP)

インドネシア録音協会 (ASIRINDO)

インドネシア録音協会は、インドネシア法務人権省の許可を受けて設立された、レコード制作者及びレコードレーベルの権利を守るための団体である。2010年頃から活動をしているようである。音楽を利用する者から、ライセンス料を収集し、権利者に分配することを主な業務としている。レコード会社の利益の最大化、ライセンスサービスの提供、レコードのライセンス活動の近代化等を目的としている。本団体に関連する法律としては、公証法 (Notarial Act) と著作権法 (Copyright Act) がある。

会員レコード会社から活動のサポートを受けている。

インドネシア出版協会 (Ikatan Penerbit Indonesia (IKAPI))

インドネシア出版協会は、インドネシアの出版社の団体であり。1950年に設立されている。

インドネシアの出版業界をインドネシアの国内市場及び国際市場のニーズに合ったものにすることを目的としている。

1,100人を超える会員が所属している。また、著作権に関する部署を設け、出版物の著作権保護を図っている。

知的財産研修会インドネシア同窓会 (IIPAA (Indonesian Intellectual Property Alumni Association))

本団体は、日本国特許庁(Japan Patent Office)等が主催する研修生の同窓会である。特許庁主催の研修は 1996 年度からスタートし、400 名の同窓生が加入している。インドネシア在住同窓生同士の繋がり確立、及び、知財セミナーや研修を開催し、知財の知識について深く、広く学習する場の提供、知財情報を一般に普及させる場の提供を行っている。

セミナー開催の際には、日本国特許庁はインドネシア知的財産権総局と協力している。2013 年には、インドネシアにて模倣品対策セミナーを開催した。

ソフトウェア協会(Pernyataan Sikap Asosiasi Peranti Lunak Telematika Indonesia (ASPILUKI))

ソフトウェア協会は、1990 年に設立され、ソフトウェアと IT サービスを提供する会社をメンバーとする団体である。ソフトウェア協会は、メンバー間でのコミュニケーション、コンサルティング等の場を提供することを目的としている。

知的財産関連の活動としては、コンピュータ産業発達のため著作権保護に関する政府の取り組みをサポートすると共に、法改正についての働きかけを行っている。会員は 70 社程度である。

APAA インドネシア(Asian Patent Attorney Association Group of Indonesia)

最新の APAA のメンバーリストによるとインドネシアの 33 事務所、72 名が APAA の会員として、知的財産に関する活動や、他国の APAA メンバーとの交流を図っている。

知的財産コンサルタント協会 (Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association(AKHKI))

知的財産コンサルタント協会は、2006 年にジャカルタで設立され、インドネシアでの知的財産活動の推進、ユーザに対するサービス向上を目的として活動している。知的財産コンサルタントは日本の弁理士に相当するインドネシアの資格である。設立当初の会員数は 76 名であったが、現在は 300 名程度の会員を有し、複数ある任意加入団体の中で、最大の団体となっている。教育部門や研究部門等の組織がある。

AIPPI や APAA とパートナー関係にある。また、IIPS (Indonesian Intellectual Property Society)とも協力関係にある。

インドネシア反模倣協会 (Masvyarakat Indonesia Anti-Pemalsuan(MIAP))

インドネシア反模倣協会(MIAP)は、インドネシアで活動する企業を中心となり、協力して模倣品対策に取り組むことを目的として 2003 年に設立された。会員数は 13 社であ

る。会員には、Louis Vuitton Moet Hennessey Fashion Group, Nestle Indonesia, Quiksilver Indonesia, Pfizer Indonesia, Epson Indonesia 等の世界的に有名な企業が多い。模倣品に対する権利行使を強化するために、以下のような方法を検討している。

反模倣品協会の検討項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● Enhancing and clarifying laws and regulations ● Raising public awareness ● Building a foundation for public affairs ● Gathering and monitoring information |
|---|

定期的にニュースレターを発行し、模倣品に対する啓蒙活動を行っている。

c. 教育機関

以下の教育機関についての知的財産に関する取り組み状況について公知情報からまとめた。

バンドン工科大学	Institute of Technology Bandung
ボンゴール農科大学	Bogor Agricultural University
ガジャマダ大学	Gadjah Mada University
パジャジャラン大学	Universitas Padjadjaran

バンドン工科大学 (Institute of Technology Bandung (ITB))

(1) 主な業務内容

バンドン工科大学は、1959年に設立された理工系の国立大学であり、1920年に設立されたバンドン工業高等学校を前身としている。インドネシアにおける最も優れた理工系大学と評価されるようになっている。

学内に、知的財産管理室 (Office of Intellectual Property management) を設けて知財関連の取り組みを行っており、大学内で産まれた知的財産のみならず外部で産まれた知的財産についても保護を積極的に行うことにより、知識ベースの経済発展に寄与することを目指している。

具体的には以下のサービスを提供している。

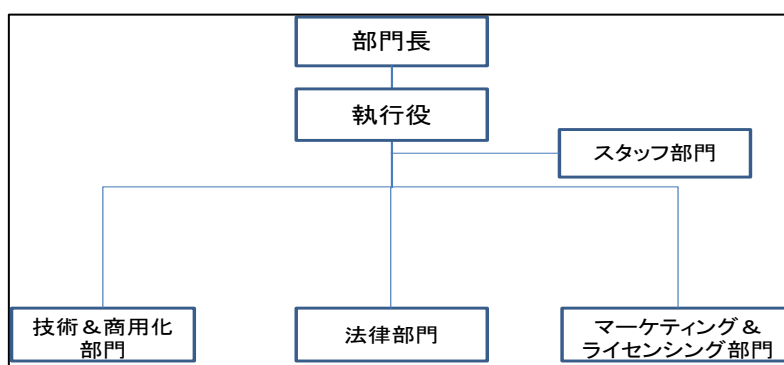
サービス内容

研修	Patent Search Patent Drafting Intellectual Property Right Management Industrial Design
-----------	---

<u>コンサルティング</u>	Patent Searching Patent Drafting Translation of Patent Document Technical Analysis on Patent Infringement
-----------------	--

(2) 組織構成

知的財産管理室 (Office of Intellectual Property management) の組織構成を以下に示す。技術&商用化部門、法律部門、マーケティング&ライセンス部門の3部門で業務を実施している。



Office of Intellectual Property management 組織図

ボンゴール農科大学 (Bogor Agricultural University)

1963年に設立された国立大学であり、知財オフィスを設置したインドネシア初の大学として他の大学の参考にされることが多い。

ボンゴール農科大学は過去5年間で最も特許出願を行った大学であり、政府からも表彰を受けている。2012年に200件程度の特許出願を行っている。

ガジャマダ大学 (Gadjah Mada University)

1949年に設立された国立大学。研究・コミュニティーサービスセンター(LPPM)の知財サービス開発部門が知的財産の管理を行っている。

パジャジャラン大学 (Universitas Padjadjaran)

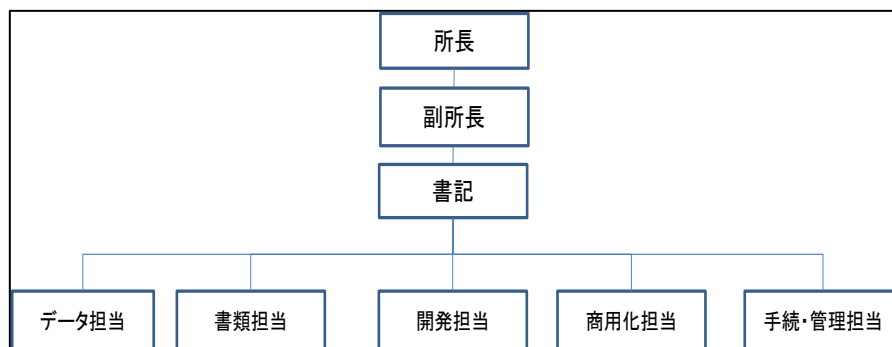
1957年に設立された国立大学。知的財産に関する機関として知的財産権技術実施ユニット(Unit Pelaksana Teknis HKI)を設けている。

知的財産権技術実施ユニットは、大学や一般公衆により創られた知的財産を管理、課長することを目的としている。

大学における知的財産に関する意識の向上、商用化、そのための関係機関との協力の

強化などの活動を行っている。

知的財産権技術実施ユニットの組織図を以下に示す。



知的財産権技術実施ユニット

[参考資料]

アセアン・インド知財保護ハンドブック(JETRO, 2012年8月)

模倣品対策マニュアル インドネシア編(JETRO, 2008年3月)

インドネシアの知的財産権制度と模倣対策(ハキンダ・インターナショナル, 2011年1月)

知的財産権保護における捜査局の役割(DGIPR, 協力: JICA)

Office of Intellectual Property Management Institute of Technology Bandung (ITB)
(<http://ipr.itb.ac.id/>)

UPT HKI UNPAD (<http://hki.unpad.ac.id/?content=home>)

インドネシアの大学における知的財産に関する取り組み(ボゴール農科大学、ガジャマダ大学) (JICA)

アセアン・インド知財保護ハンドブック(JETRO, 2012年8月)

模倣品対策マニュアル インドネシア編(JETRO, 2008年3月)

インドネシアの知的財産権制度と模倣対策(ハキンダ・インターナショナル, 2011年1月)

知的財産権保護における捜査局の役割(DGIPR, 協力: JICA)

ASEAN 諸国における知的財産侵害物品の水際取締り等の実態調査(財務省関税局、平成20年3月: http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_006.htm)

ASEAN 諸国の知財状勢(特許研究, No.54, p.74, 2012年9月, 工業所有権情報・研修館)

各国地域の知的財産保護法制の10年の歩みーインドネシアの知的財産権(早稲田大学グローバル COE<企業法制と法創造>総合研究所)

国際研究ーインドネシア司法に関する実情調査報告(ICD NEWS 第49号、2011年12月、法務総合研究所国際協力部)

経済産業省委託

ASEAN における知的財産にかかわる諸団体等の活動調査報告

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った **felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.** が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではございません。